平成16年(行ケ)第428号 特許取消決定取消請求事件 口頭弁論終結日 平成17年3月23日

判 京セラ株式会社 訴訟代理人弁理士 竹口幸宏 同 多田一彦 特許庁長官 告 小川 指定代理人 市川裕司 同 城所 宏 瀬良聡機 同 高橋泰史 同 宮下正之 同

特許庁が異議2003-70625号事件について平成16年8月 11日にした異議の決定中「特許第3323074号の請求項1,3に係る特許を 取り消す。」との部分を取り消す。

訴訟費用は各自の負担とする。

事実及び理由

原告は、主文第1項と同旨並びに「訴訟費用は被告の負担とする。」との判決 を求め、請求の原因として、原告は別紙1「異議の決定」に記載された経緯で特許庁から主文第1項記載の異議の決定(以下「本件決定」という。)を受けたが、この決定によって取り消された特許(以下「本件各特許」という。)に関し特許庁から、平成17年2月15日、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正審判請求を認容する審決(別紙2のとおり)がなされ、それが確定したから、本件決定のうち本件各特許を取り消した部分は取り消されるべきである旨述べた。

「原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」との判決 を求め、請求原因事実は認める、と述べた。 3 前記争いのない事実によれば、本件決定のうち本件各特許を取り消した部分

は、結果として、判断の対象となるべき発明の要旨の認定を誤ったものとなり、この誤りが結論に影響を及ぼすことは明らかである。したがって、本件決定の上記部分は取消しを免れない。

4 以上によれば、原告の本訴請求は理由があるからこれを認容し、訴訟費用につ いては、本訴の経過にかんがみ、これを各自に負担させるのを相当と認め、主文の とおり判決する。

東京高等裁判所知的財産第1部

哲 裁判長裁判官 中 駍 弘 裁判官 罄 青 栁 裁判官 上 \blacksquare 卓 哉